

四十五 第57条の3《使用済核燃料再処理準備金》関係

改 正 後	改 正 前
<p>第57条の3《使用済核燃料再処理準備金》関係</p> <p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p>57の3-1 <u>使用済核燃料再処理準備金(連結事業年度において積み立てた使用済核燃料再処理準備金を含む。)</u>の積立額の損金算入等については、55-17、55-18及び55の5-1の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

四十六 第57条の4《原子力発電施設解体準備金》関係

改 正 後	改 正 前
<p>第57条の4《原子力発電施設解体準備金》関係</p> <p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p>57の4-1 <u>原子力発電施設解体準備金(連結事業年度において積み立てた原子力発電施設解体準備金を含む。)</u>の積立額の損金算入等については、55-17、55-18及び55の5-1の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>